



町有物品を売却

いの町では、シルバー農園作業小屋に設置している町有物品（しいたけ乾燥機）を売却します。

詳しくは次のとおりです。

物品
しいたけ乾燥機（外観は写真のとおり） 現状渡し
種類・規格
黒田式 PC-15

経過年数
15年11ヶ月

最低入札価格
19,350円

入札説明書

①交付期間

2月1日(水)～2月20日(月)
(土・日曜日を除く。)

②交付場所

福祉課

(すこやかセンター伊野内)

入札参加方法

入札参加申請書に記入し、
2月21日(火) 17時までに福祉課まで提出してください。
入札予定日時
2月27日(月) 10時から

入札場所

本庁2階西会議室

乾燥機公開

①期間

2月1日(水)～2月20日(月)
(土・日曜日を除く。)

9時～17時

②場所

シルバー農園作業小屋

(いの町4099-1)

※入札への参加は町内在住の方に限ります。

問い合わせ先

福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810



戦没者等の

ご遺族の皆様へ

第八回特別弔慰金が

支給されます

対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人

1 弔慰金の受給権者

2 戦没者等の子

3 ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除かれます。)

4 右記3以外の①父母②孫

③祖父母④兄弟姉妹

5 右記1から4以外の三親等内の親族

(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

請求期間

平成17年4月1日～平成20年3月31日

請求窓口

福祉課(すこやかセンター伊野内)
☎893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課
☎867-2312

本川総合支所ほけん福祉課
☎869-2114

戦没者の父母・妻に対する特別給付金の請求はお済みですか

戦没者の父母・祖父の方へ

戦没者の妻の方へ

平成15年4月1日から開始された戦没者の父母等に対する特別給付金の請求受付が平成18年3月31日をもって終了となります。期日を過ぎると、時効により権利が消滅し、特別給付金を受けることができなくなり、まだ請求をされていない方はお早め手続きをしてください。

平成15年4月1日から開始された戦没者の妻に対する特別給付金の請求受付が平成18年3月31日をもって終了となります。期日を過ぎると、時効により権利が消滅し、特別給付金を受けることができなくなり、まだ請求をされていない方はお早め手続きをしてください。

次の要件を満たす戦没者の父母・祖父に特別給付金が支給されます。

平成15年4月1日現在、次の年金給付の受給権を有する戦没者等の妻の特別給付金が支給されます。

1 平成15年4月1日現在、次の年金給付の受給権を有すること。

・ 恩給法による公務扶助料・特例扶助料

・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金(公務傷病又は勤務関連傷病による死亡を支給事由とするもの。)

・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金(公務傷病又は勤務関連傷病による死亡を支給事由とするもの。)

・ 旧令共済組合特別措置法の殉職年金等

・ 旧令共済組合特別措置法の殉職年金等

2 戦没者死亡後から平成15年3月31日までの間に氏を同じくする子又は孫(自然血族)を有するに至らなかったこと。

問い合わせ先
福祉課(すこやかセンター伊野内)
☎893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課
☎867-2312

本川総合支所ほけん福祉課
☎869-2114